

所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式

文科高第〇〇〇〇号
平成 年 月 日

法人の名称
代表者の氏名 殿

文部科学大臣
〇〇 〇〇

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年 月 日 から 平成33年 月 日 まで

なお、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第22号）附則第19条の規定により、本証明書は平成28年分の所得税から適用されることとなります。

※括弧内は同令の経過措置の適用を受ける場合にのみ記載。